慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	蒙求和歌の成立と伝流 : その諸伝本をめぐって
Sub Title	On the various manuscripts of Mogyuwaka
Author	池田, 利夫(Ikeda, Toshio)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1969
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.27, (1969. 3) ,p.38- 75
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	国語国文学・ 中国語中国文学特集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00270001-0038

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

蒙求和歌の成立と伝流

―その諸伝本をめぐって―

池田利夫

一

源光行が蒙求和歌を撰述するに当って、和歌に中心を置いたのか、或いは蒙求諸話の紹介に重点を置いたのかは、その序、跋文などを読んだだけでは簡単に決しえない。孝範の跋文によると、光行はこの「李澣蒙求」を翻訳したばかりでなく、「李嶠百廿詠」と「白居易新楽府」をも和文に改め、歌を詠じたという。百詠和歌には伝本も幾つかあり、続群書類従にも、蒙求和歌とならんで収められているが、その孝範や光行自身の跋文が蒙求和歌と全く同一であることは、その成立に関して注目すべきことであろう。後述するように、これらは三部作として制作されたらしいが、この内、新楽府を和文にした作品だけが今に伝わっていない。それは、蒙求和歌などの孝範の跋文によると、「斯中於楽府者、重呈周詩、所副和謌也」とあるから、白居易の新楽府に材を採り、詩と歌を併せ作って交互に並べた体裁を持っていたものと察せられる。漢故事和歌集にも蒙求和歌所収の歌とともに載せられ、新勅撰集雑一、夫木抄巻三十五に見える光行の歌、「閉ぢはつる松の戸ぼそ の光とてたのむもかなし菊の上の露」は、新勅撰の詞書によると「楽府を題にて歌よみ侍りけるに陵園妾の心を」とあるので、或いはこの集から採られたものかも知れない。川口久雄氏[註1]は、本朝書籍目録に見える「楽府和歌

二巻」が光行のものをさすかとも言われている。

次に百詠和歌を、続類従本をはじめとする通行の本で見ると、題と歌がまずあり、注の説話は、それがいかにも注であるかのように、どの伝本も文字を一段と下げて書き写されている。百詠和歌に就いては稿を改めて説くけれども、このことは歌がいかにも中心であることを顕わにしているし、単に書写の形式ばかりでなく、注の内容が、時にまとまった説話になっているときもあるにはあるが、やはり注としてこそふさわしい上に、文体も簡素である。

そこで、蒙求和歌という題名と、これと同列の作品である百詠和歌の体裁から察すると、蒙求和歌も歌集の一つであり、ここで語られる説話も、所詮一つの注であるに過ぎないと言えるのではあるが、典拠である蒙求自体が既にそうであるように、一つ一つの説話に対する作者の興味が、いかにも津々としていて、歌はあたかも添えもののようにさえ見えるのである。形態から見ると、蒙求和歌は、まず原作の標題蒙求本文が示され、次に説話が語られ、最後に歌がよまれる、というのが普通であり、どの伝本も百詠和歌とは逆に、歌と本文（注）が同じ高さに写されているか、歌が一二字下げて書かれているかしているのを見ても、重点の置き所に、おのずから相異があるようにも見受けられる。尤も、中には、内閣文庫蔵乙本のように、標題と歌だけの伝本もあるし、東大国語研究室蔵本のように、標題に次いで、本文の冒頭にそれぞれ歌を置いている伝本もないではないが、これらが本来の姿であるかどうかは甚だ疑わしいのである。

また、蒙求和歌は、説話があり歌があり、という作品ではあるが、所謂歌物語ではない。そこが、同じ中国説話の翻訳集であっても唐物語とは根本的に異なるのである。歌を中心に成長したかどうか、というような発生的な問題ではなく、唐物語では説話の登場人物が歌を読み、或いは相手と唱和しているのである。これに対し、蒙求和歌ではそれぞれの話全体か或いは一部の印象を、また、登場人物の心を推し量って、あくまでも源光行が詠んでいるのである。標題と歌だけでも蒙求和歌は集をなしうるし、逆に歌を全部除いてしまっても、説話集として見る限りでは、一向差支えがないのである。だから形態上歌が話の冒頭にこようが末尾にこようが、そこに体裁以上の質的な変化は起らないのである。

もとより、歌は作者が精魂を傾けた作品であろう。蒙求和歌諸伝本の間では、説話の種類や数にかなりの異同があり、共通する殆んどの説話の間でも往々本文の相違が見られるけれども、特に注目すべきは、そこに詠まれている歌に屢〻別の歌がはめこまれていることである。このことは早くに気づかれて、歌を二つずつ掲げる伝本も少くとも室町時代にはあらわれているし、別系統の本の歌を「イ」として注記している本も幾つか見られる。続類従本にしても、説話の方では校異を殆んどあげていないのに、歌だけは、「旧本」のものとして、底本の歌と並べて二首あげたり、校異を示したりしている。歌物語形式の枠内の歌ではないから、歌の詞や発想がたとえ異なっていても、そのために説話の受取り方までが変化を及ぼされることはないのであるから、本文へは直接の影響がないとは言え、これらの相異は頗る注目すべきであり、また、夙に論じられてきた処でもある。

野村八良、[註2] 川瀬一馬[註3]ら諸氏の意見はほぼ一致している。即ち、蒙求和歌の伝本間に相当な異同があるのは、作者源光行が改編していった結果によるのではないかと見るのである。特に川瀬氏は、この作品に書誌的な系統分類を加えられ、一を初稿本、二を精撰本、他を両者の混合本とされている。歌に大幅な改変改作を施すのは、一般に作者以外では憚られるであろうと考えられるけれども、これら先覚の穏当な推定を手がかりに、各伝本間の異同などを通じて、幾分細かな吟味を加えておきたい。

二

管見に入った二十余の各諸伝本の書誌的な報告や系統分類に関しては、紙幅の都合で別稿[註4]を立てて述べたが、川瀬氏の分類に準拠して、一類本（所謂初稿本）、二類本（同精撰本）と、それに両類の混合本を仮に三類本、と呼んで、三群に分けて考えを進めてみよう。そしてこの稿では、具体的な比較を試みる上から、伝本間の細かな異同は別にして、一類本に、内閣文庫蔵甲本（林氏旧蔵本。以下ただ「内閣本」と略称する）、二類本に国会図書館蔵甲本（伝慈鎮筆本。以下ただ「国会本」と略称する）、三類本に山岸徳平博士蔵本（以下、ただ「山岸本」と略称する）を取り上げ、蒙求和歌の成立と伝流に関する幾つかの問題を考えていきたいと思うのである。

まず全体の構成を見よう。これはいずれも同一で、十四巻から成り、春、夏、秋、冬、恋、祝、羇旅、閑居、懐旧、述懐、哀傷、管絃、酒、雑の十四部に分けられている。大雑把に三本の段数と歌数を次に示そう。

内閣本	二一三段	二〇一首
国会本	二五一段	二四一首
山岸本	二五〇段	三〇〇首

内閣本と国会本では一段に二首の歌があることはないから、内閣本で十二段、国会本では十段が歌を欠くことになり、章段数より歌数が多い山岸本では四段に歌がないので、逆に五十五段が歌を二首ずつ収めている勘定になる。また内閣本の段数が著しく少いのは、雑部で大量に（十九段）減少しているからでもあるが、目録に標題のみがあって、その実全く語られていない段もかなり（十九段）多い事を見逃してはならない。これは内閣本ばかりではない。同じ系統の本文を持つ東京大学国語研究室蔵本や、静嘉堂文庫蔵甲本（小林百枝手校本）、書陵部蔵甲本などのすべてが全く一致して目録のみに標題をとどめる段を持っているのである。松平文庫蔵本で本文中に標題のみ記して本文を空白にしているのはこの後補と見て良いであろう。本文の単なる写し落しと考えるにはいささか多きに過ぎるように思われる。また内閣本を初稿本と考える限りでは、これらを減少と呼ぶのは厳密には適当でないであろう。しかし目録にのみ名をとどめる章段などを含めて比べる上でも、また、二類本が続類従本として収められている上でも実際に都合が良く、今は成立の問題を深くからめないで、ただ便宜上そう呼んで、左に、国会本をもとにした内閣本の〝減少〟を表示してみよう。

第一巻　春　部　異同なし
第二巻　夏　部　異同なし
第三巻　秋　部　「五鹿嶽嶽」を欠き、代りに「鳴鶴日下　士龍雲間（一段）」がある。また「秦彭攀轅」は目録のみで実際は欠く。（一段減少）
第四巻　冬　部　「鐘離委珠」を欠き、そこに「齊后破環」がある。「虞延尅期」も欠く。「王覇氷合」「羅含呑鳥」「羊続懸魚」

「陰方祀竈」は目録のみで欠く。（五段減少）

第五巻　恋　部　目録では「大真玉台」を欠いて　代りに「馮媛当熊」があり、「斉后破環」を欠いて（冬部へ）、代りに「大初日月」があるが、実際は共に欠く。「衛后髪鬢」は目録のみで欠く。（三段減少）

第六巻　祝　部　「于公高門」「曹参趣装」「黄覇政殊」は目録のみで欠く。（三段減少）

第七巻　(羇)旅部　「郭文遊山」「郝廉留銭」は目録のみで欠く。（二段減少）

第八巻　閑居部　「於陵辞聘」「仲連蹈海」「楊雄草玄」は目録のみで欠く。（三段減少）

第九巻　懐旧部　「魏儲南館」「何武去思」は目録のみで欠く。（二段減少）

第十巻　述懐部　「五倫十起」を欠き、代りに「鐘離委珠」がある。

第十一巻　哀傷部　「緑珠墜楼」と「鋤倪触槐」は逆に目録には欠くが、実際はあり。

第十二巻　管弦部　異同なし

第十三巻　酒　部　異同なし

第十四巻　雑　部　「周公投髪」を欠き、代りに「伯英草聖」があり、「任座直言」と、「鄒陽長裾」以下終りまで二十段の内、「劉寛蒲鞭」を除く十九段を欠く。但、目録によると、他に「咲和天宝詩」「朱雲折檻」の二題がある。「朱雲折檻」は確かに見えるが跋文などのあとに載せられており、「咲和天宝詩」は、孝範の跋文の次に添えられた七言絶句の結句「還咲元和天宝詩」を標題と見誤り、更に書き誤ったものかと思われる。（十九段減少）

即ち、若干の出入りはあるけれども、全体で三十八段の減少となるのである。ここで気をつけなければいけないのは伝本間の目録だけを比べるのでは実際の段数がわからないことと、標題が二つで一段の場合もあるので、目録の標題数とは又段数が異なってくるのである。そして、二つの標題で一段になっているのは、すべて蒙求自体標題がつながっている上に、注が二つを一つにしている場合が多い話である。全部で次の八段（内閣本で七段）である。

鳴鶴日下＝士龍雲間（秋部・内閣本のみ）　阮孚蠟屐＝祖約好財（冬部）　王戎簡要＝裴楷清通（祝部）　花歆佇旨＝陳群戚容（懐旧部）　屈原沢畔＝漁父江浜（述懐部）　巫馬戴星＝蜜賤弾琴（管弦部）　大叔弁給＝摯仲詢翰（雑部）　悪来多力＝飛廉善走、王陽蠹衣＝馬援薏苡（雑部・国会本のみ）

川瀬氏は内閣本（第一類）の特色を次のように指摘されている。

(一)巻首に真名仮名の両序を欠く事。(二)十四巻の目録を全部巻首に併せて附載し三冊分綴を原則としている事。(三)平仮名を用いている事。(四)第二類（国会本）に比して章段数が少い事。(五)第二類と文詞歌詞を異にする部分が多い事。(六)巻末跋文の次に「朱雲折檻」の一段と世間九方（云々）の一文、及び落葉浮水鴛等の和歌を附載している事、等。

この中で主に(一)、(三)と(四)の内容を以て、氏は初稿精撰の区別をされている。しかし、内閣本を初稿本としても、目録のみに標題があり、実際には書き写されていない段が十余もあるという一事を以ても、この本の有している不備というものが、果して初稿本であるからという理由だけで説明しきれるかどうか、疑ってみる必要はあるであろう。これには、両者の歌の異同を一層精細に比較してみることも良いであろうが、これらの混合本と思われる山岸本を間に置いて見るのも一法である。そこで、まず山岸本の章段の出入りを、やはり国会本をもとにして次に比較しておこう。

第三巻　秋　部　目録によると、「五鹿嶽嶽」はなく、代りに「鳴鶴日下　士竜雲間」があるが、実際は両章段とも本文に見える。但、本文の「五鹿嶽嶽」の下には「或本此一段無之」と細書している。（一段増加）

第五巻　恋　部　「大真玉台」がなく、代りに「馮媛当熊」がある。

第八巻　閑居部　「仲連蹈海」が目録のみにあって欠。（一段減少）

第十四巻　雑　部　「荀陳徳星」を欠く。（一段減少）

以上から結局、山岸本は一段減少するだけで国会本と殆んど変りはないが、第三、五巻に見る異同は内閣本の系統の特徴を示しているし、特に「五鹿嶽嶽」が目録に見えないのは、混合本とするなら内閣本系を底本とし、国会本系で増補したかのようにも思われる。た

だ、そう言い切れないのは他の巻における傾向にまでそれの及ばないことで、これは後述のように、歌や説話本文の異同と併せ考えなければなるまいかと思う。

ところで、試みに、以上の結果だけから三本の関係を類推するとどうであろう。川瀬氏も述べられている雑部での大きな異同がまず問題である。内閣本の目録によると、雑の末尾の一行は前の行といささか間を隔てて「劉寛蒲鞭　咲和天宝詩　朱雲折檻」と書いてあり、これは松平文庫蔵本を除いたこの系統の他の伝本も同じである。そこでこれを仮に竄入と考えて別にすると、雑部は三十段から成っていることになる。他の巻が、原則として、十、十五、二十のいずれかの段数になっているのに比べると、これはやや多いとは言えるが、国会本での五十一段、山岸本の五十段と比較するなら、まず穏当な数であろう。川瀬氏は、二類本の雑部の章段数が多い理由を「之は恐らく、光行が其の改編に際し、雑部を殆んど書き改めた後にも、なお前稿をも棄て難しとして、其の儘附存しておいた為か、或いは伝写の際等に『みせけち』が再生せられたからではあるまいか」とされている。山岸本が四十五段で両系の歌二首を並べあげている中で、雑部での内閣本の所謂減少分は一つも含まれていないから、内閣本が、少くとも山岸本成立の時点で既にそれらを欠いており、従って元来なかったと推定する方が自然であろう。しかし、一方、内閣本及びその系統本には、成立以後、伝流の過程で変化をもたらしたとしか思えないような跡も多くある。内閣本の雑の部の後半を脱落と考えるのは、跋文の存することや、目録の現状からも無理なことではあるが、体裁上見る多くの不備は、この本を考える上で一纏めに見通しておくべきであろう。そこで、既に一部触れてはきたが、その後書写体裁を整えたと推定される松平文庫本以外のこの系統本の特徴を次に列挙してみよう。

(1)序文を欠く。

(2)目録にあって実際には載っていない章段が十九段もある。

(3)実際には載っているが、目録に落ちている章段が二段ある。

(4)説話はあって、歌を欠く章段が十二段ある。

(5)二冊、或いは三冊に合綴されているが、各巻は原則として改丁になり、それぞれ「蒙求和歌第一　春部」という内題がある。し

かるに内閣本は、第二、第三に限ってそれを欠き、章段がそのまま続いて区切りがない。

(6)諸伝本四季の部のみには各章段に「立春」「子日」「霞」のような歌題が添えられている。内閣本も目録にはすべて添え書きされているが、本文の標題の下には春部のはじめ数段のみに、それも飛び飛びに見えるだけで、あとは欠けている。

(7)目録末尾一行三つの標題の中には、「咲和天宝詩」のような、明らかに標題でないものが含まれ、次の「朱雲折檻」も跋文のあとに書写されていることを怪んでいない。

(8)孝範及び光行の漢文体の跋文のあとに、それぞれ七言絶句が添えられているが、いずれも、跋文、署名、絶句が一つながりに書写されて区別がなかったり、あとの絶句の結句である「忝感両篇歌与詩」に至っては、別行二字下げになり、あたかもその次の和歌の題のような体裁になってしまっている。

(9)跋文のあとに、「朱雲折檻」の一章段をはじめ、「世無九方皐難知千里驥ヲ与道林ハ汝州ニ買山隠許詢ト知音也　支許ノ交リハ僧俗ノ事也」という文と、「落葉浮水」と題して三首、「鶯」と題して一首の古今集と新古今集の歌を書写している。

即ち、内容以前の体裁の点で、内閣本は足らざる処、余れる所、乱れる処が随所に指摘される訳で、これらが成立の当初からあったのか、伝来の途次で生じたのかは区別しなくてはならない。この二つの系統本を細かく対校した小林百枝は、対校した塙本（二類本系）の不備をも併せて、静嘉堂文庫蔵甲本（一類本系）の奥に「倩按当本及塙本共所謂藁本歟。就中於当本者其中題詠不全加之有題而欠歌者既十有四首。是則不在正本之証也。於塙本又然。観其序文有漢文亦並有仮名文。亦有欠題。詠者有一題詠二首者而粗錯乱不少。是則不在正本之証也。於是両本共未可為正本乎。雖然論其長短則以塙本可為甲以当本可為乙者乎云々」と識している。比較の問題になれば国会本の方がより整っているのは誰の目にも明らかなのである。

三

山岸本が、内閣本、国会本両系の混合本であることは、説話本文の上からも指摘できるのではあるが、特に、歌を二首ずつあげてい

る章段の多いのは、端的にそれを示している。その二首は一類本の歌、二類本の歌と区別されるのが普通であるが、中にはそのいずれにも欠く歌が見える。また二類本の中には、国会本のような十四巻本と、東京大学図書館蔵本や、東京教育大学図書館蔵乙本のような七巻までの残欠本を見るが、後者は単なる残欠本ではなく、前者に欠く歌をほぼ写しとどめているような差異を持っているのであり、「両系本にない歌」と割り切って述べられない処もある。しかしここでは、内閣本にも国会本にもない歌（これは続類従本の底本の歌にも「旧本」にもない歌と一致する）で山岸本にのみ見える歌を、他系統本にも見える歌と併せて二首ずつ次に示しておこう。（対校本の片仮名平仮名の区別は示さない）

1　陶侃酒限　（巻十三　酒部）

チカヒヲキシ心ノス（末・ゑ）ヘヲカヘシトソ（て）ナキア（跡・）トマテモ思（おもひ定・）・・サタメシ（ひ）（内閣本 国会本）（山岸本一首）

○いしにさはりはなにせかるゝさかつきもみたひにすきてまたしとそ思ふ（山岸本一首）

2　李広成蹊　（巻一　春部）

モノイハヌ花モ人メヲサソヒケリミチモサリアヱヌモヽノシタカケ（へ）（下・哉・）（内閣本歌欠 国会本）（山岸本一首）

○もゝのはなものいふことはなけれともいろにいてゝそ人をさそひし（山岸本一首）

3　薊訓歴家　（巻一　春部）

ヤトコトニヲナシナコリヲシタフカナ春ノワカレノユフクレノ空（別・・夕・暮・）（内閣本歌欠 国会本）（山岸本一首）

○こち風のかへるくもちをしたひきてなこり身にしむあふさかの春（山岸本一首）

4　郭文遊山　（巻七　旅部）

ヲクラ山ノ花トモミチニアクカレテミヤコノウチハスムナハカリソ（お・）（内閣本此段欠 国会本）（山岸本一首）

○またしらぬ山した水にすみかへて家ちを旅の空になしつゝ（山岸本一首）

5　張華台圻　（巻十一　哀傷部）

カケマカウホシハクモキニナヲトメテナミニキユルハヨハノカヽリヒ（内閣本歌欠）（国会本）山岸本一首

○なかたえしほしのやとりにこゝろせて光かくれけるはてそかなしき（山岸本一首）

6　韋賢満籤　（巻十四　雑部）

サモアラハアレコカネハナサク山ノハモコヲ思・フミチノシルヘナラネハ（内閣本歌欠）（国会本）山岸本一首

○いにしへやこかね花さく山のはもふみゝるみちにしかしとそ思ふ（山岸本一首）

7　子房取履　（巻十四　雑部）

ミチノヘノクツノアトマテヲモヒキヤフミヽルハシトナラムモノトハ（内閣本歌欠）（国会本）山岸本一首

○たひ人のくつのかよひちとりもあへすふみゝるはしとなりにけるかな（山岸本一首）

8　虞延尅期　（巻四　冬部）

としくれし雲のとさしをふきとけはみねのあらしのなさけなりけり（内閣本此段欠）（国会本ノミ）

○としのくれはしものとさしをとくものをあくる日かけのなさけなりけり（山岸本ノミ）

9　于公高門　（巻六　祝部）

カケナヒクヽルマヲミレハワカヽトヲコヽロヒロクソヲモヒタチケル（内閣本此段欠）（国会本ノミ）

○わかかとのいさらをかはのこほりとけあくるほとなく春はきにけり（山岸本ノミ）

10　曹参趣装　（巻六　祝部）

サリトモトヲモヒシスエヲトヲリヌルミヲシルモノハコヽロナリケリ（内閣本此段欠）（国会本ノミ）

○いひちらすあらましことのはなの色をたもとにみつる春のあけほの（山岸本ノミ）

11 黄覇政殊　（巻六　祝部）

やまふかみなをのみよそにきくとりも人のこゝろをめてゝきにけり（国会本ノミ）内閣本此段欠

○めつらしきこすゑのとりそしらせけるのとけきみよの春のさかひを（山岸本ノミ）

12 漢祖竜顔　（巻一　春部）

あめのしたゆく末・遠・きはるの色はさはへのとくにあらはれにけり（内閣本）国会本歌欠 山岸本一首

○めつらしき春のあさ日はむらさきの雲間を出しひかり也けり（山岸本一首）

13 孟光荊釵　（巻五　恋部）

とにかくにわかおもふすちにたかはぬはをとろのかみもさもあらはあれ（内閣本ノミ）国会本歌欠

○あき風もあはれとやおもふふくかたへとにもかくにもなひくおとろを（山岸本ノミ）

14 季札掛劒　（巻九　懐旧部）

あはれにもきえにし跡の梢迄おもひをきける秋の霜かな（内閣本ノミ）国会本歌欠

○なきあとにかくるなさけのふかき哉あるよをとはゝなへてならまし（山岸本ノミ）

15 仲文照鏡　（巻十一　哀傷部）

おしとみしかしらをゆきはます鏡きゆるはかりのかけそかなしき（内閣本ノミ）国会本歌欠

○かはりけるすかたにしりぬますかゝみこのよにかけをとゝむましとは（山岸本ノミ）

16 王覇氷合　（巻四　冬部）

○たひ人のこまわたすへき浪ちかはつらゝのうへとおもひなさすは（山岸本ノミ）国会本歌欠 内閣本此段欠

○駒わたすつらゝのみちをしらせすは思ひよるべき浪のうへかは（右同）

17　馮媛当熊　（巻五　恋部　但、国会本ハココニ「大真玉台」ガアリ、内閣本ハ目録ノミニアリ実際ハ欠ク）

○みくまのゝあらいそ浪にしほれましらのはまゆふたちへたてすは（山岸本ノミ）

以上○印を付した十八首（この内、前述のように二類本七巻残欠本には12、13がある）を山岸本のみに見るのであるが、それぞれ他本との関係が少しずつ異なる。即ち、1は三本（内閣・国会・山岸）共通の歌のほかに山岸本にもう一首ある場合、2〜7の六首は、内閣本がその段或いは歌のみを欠き、両本（国会・山岸）共通の歌のほか山岸本がもう一首ある場合、8〜11の四首は、内閣本がいずれもその章段を欠き、各一首の両本の歌が異なる場合、12は国会本に歌を欠き、内閣・山岸両本に共通する歌のほか山岸本がもう一首ある場合、13〜15の三首は国会本に歌がなく、残り両本の各一首の歌が異なる場合、16の二首は国会本が歌を、内閣本が章段を欠いて、山岸本のみ二首の歌がある場合、17は山岸本にのみ見る章段の歌、という七つの場合に分けられる。何故この様に煩瑣に分けて考えるかというと、これをもとに、次のようなことが考えられるからである。

即ち、以上十七章段十八首の内、内閣本に於て歌を欠く章段十二に就いては

1　歌のみを欠く章段―五（2・3・5・6・7）

2　目録のみにあり実際にない章段―七（4・8・9・10・11・16・17）

3　目録にも実際にもない章段―ナシ

という結果になるが、山岸本が国会・内閣両系本を参照してできたとすると、現存の内閣本（一類本）で歌のみを欠く章段や、目録のみに名をとどめる章段などがまだ残存していた頃の一類本に依ったという蓋然性が濃い。内閣本で歌のみを欠く段の十二、目録のみに見える段の十六に比べると以上の数字はそれぞれ半分以下ではあるけれども、山岸本は、内閣・国会両本に異なる歌が載っている場合でも、国会本と同じ歌一首しか載せない段が七七、両本の歌が一致して、従ってその一首を写しとどめる段が四八、と合わせて過半になるので、残りも本来はあったと考えて差支えないであろう。そこで、現存内閣本の本文の不備は、その幾つかが伝来の途次でそこなわれたものと推定され、元来の形とは相当異なるものと見ねばならないであろう。

一方、以上の結果は、国会本に就いても或る程度類似の推定をさせるであろう。さきの12〜17の六段は国会本ではいずれも歌を欠き、山岸本が内閣本とは異なるか或いはそれにも欠く歌をあげているのは、国会本系にも本来それの存する伝本があったことになるであろう。現に、第二類第二種の七巻本には国会本で歌のみを欠く十段の内の六首までが存するのである。ただそうすると、国会本のように、明らかに鎌倉時代（川瀬氏は光行在世中と言われる）の書写の本が既に不備なのであるから、山岸本の編者が見た一・二類の二部の本は、現存本に比較してそれぞれ余程良い伝本であったと言わねばならなくなる。

12の「漢祖龍顔」は春部巻頭の章段である。即ち、蒙求和歌第一の段で、立春という歌題まで添えられているのに、国会本は歌を欠いているのである。春部二十段の中だけでも、ほかに「汲黯開倉」「伯成辞耕」と併せて三段も欠いている。同じ二類本でも、七巻残欠本の東京教育大学図書館蔵乙本では、七巻までに巻四冬部の「王霸氷合」に歌を欠くだけである（但、東大図書館蔵本では七巻までにこれを含めて四章段に歌を欠く）。書写年次が古いというだけでは、国会本を善本とは直ちに呼べないのであり、短い年月の間に書写が重ねられ、乱れが生じたものと考えなければならないであろう。

次に、山岸本で、歌を二首ずつあげている章段に就いて若干注意すべき事柄がある。別稿でも同系の三手文庫本に就いて表示した通り、一、二類系両本の異なった歌をそれぞれあげている四十五段では、その順序が国会本の歌を先にして内閣本のを次にしているのが三七段、逆の場合が八段となっている。ところが後者の八段はすべて巻一春部で、そこには前者の例が一つもないのである。山岸本が歌を二首あげる場合、第二首はやや小さく書いて、時に下に「イ」と記して、あとの一首は他本からのもの、という区別をしているが、するとこれはどう説明すべきであろうか。このほかにも、内閣・国会両本の歌が同様異なっているのに、山岸本が一首しか歌をのせていない場合、国会本の歌をのせているのが七七段と多く、内閣本に従う段は一五段に過ぎないが春部は前者がなくて後者のみが五段ある。春部と似ているのが第六祝部十首で、これは後者のみ七段、あとの三段も、国会本でない歌（内閣本には歌を欠く。前の9〜11）をあげている。これは歌ばかりでなく説話本文の異同でも指摘できるが、細かい点は考えないで、歌に関して見る限りでも春部と祝部のみ、山岸本は内閣本系（一類本）を底本とし、あとの十二巻は国会本系（二類本）を底本にして成ったという、甚だ不可解なこ

とになってしまうのである。編者の気まぐれにしてはいささか度が過ぎることではあるが、明らかな証徴なので、ほかに考えようもないのである。この混合本の生成過程に就いては一層考える必要があるであろう。

また、一つの章段に伝本間で異なる歌がある場合でも、単に一、二句の異同にとどまる程度のものから、発想、用語が殆んど変ってしまっている歌までさまざまである。それを作者の推敲と見るか、後人の改作と見るかで、諸系統本の成立問題がからんでくるので、簡単に割り切ってしまえないものがあるのである。異なる二群の歌を並べて、両者の間に、それぞれの巧拙、雅俗、或いは微妙な歌風の変化までをも峻別し、その上で両系本の優劣や作者を論じることは、俄かにはできそうにない。惣じて言えば、すべて説話をふまえての題詠なので、素材にひかれて、表現用語ともいささか類型的にならざるをえないし、三句切、体言止の多いのは時代の反映であろうが、これも両本とも同じである。また、異なる歌と言っても、下句が全く一致している歌も多く、今比較の便宜上、仮に内閣本系を平仮名で、国会本系を片仮名で、各底本の誤写や厳密な表記は仮に正して幾つか示してみよう。

（ みるからに心うつさぬ人ぞなき柳の眉のあけぼのの色（張数画眉柳）
　心ヲゾタレモソメケル佐保姫ノ柳ノ眉ノアケボノノ色

（ しばしこそ世をうの花のしそめども昔にかへる玉川の里（孟嘗還珠卯花）
　荒レハテシ垣ノウツキモ花サキテ昔ニカヘル玉川ノ里

（ このたびは春の日かげにあふみちや瀬田の唐橋ふみもたがへず（相如題柱）
　嬉シクモ道アル御代ニアフ身カナ瀬田ノ唐橋フミモタガヘズ

これらとは逆に、上句が一致する例があるのも、特にあげるまでもない。またどの句も一致はしないが、殆んど用語が同じと言うべき歌もある。

（ 子を思ふ雉子や野辺にまよはまし焼くべき春をかねて知りせば（麋竺収資雉）
　イカバカリ子ヲ思フ雉子マヨハマシ焼クベキ野辺ヲ今日ト知リセバ

全く異なる発想の歌も多い。

（須磨の浦にもしほも焼かぬ海士人のはては煙とのぼるなりけり（扁鵲起虢）
カレハツル色カト見シヲ春雨ノ常磐ニカヘス生キノ松原

（芦がきのま近き宿をたどるかな心にもあらぬ夢のまどひに（畢卓甕下）
ヌシヤ誰カヘルヤ我身心ニモアラデマヨヒシヱヒノ里人

（秋山の月と紅葉をとふにさへ花にこたふる三吉野の空（司馬称好）
トフ人も言葉モチヂニカハレドモコタフル道ゾ一ツナリケリ

（世の中のうき世をひとり思川心をよせぬなみもなかりき（袁安倚頼）
コレヤコノ人ノ心ヲ三吉野ノタノムノ雁ノヨルト鳴ク声

（春のながめ秋のあはれを重ねても同じ錦の衣手のもり（鄒陽長裾）
アマノトノ明ケユク空ヲ見ルゴトニタナビク雲ノ裳裾ナリケリ

以上の各二首の歌を比べて、その優劣風姿を根拠に、前者を初案、後者を再案として推敲のあとを辿る方法はやはり容易でない上に、寧ろ歌いぶりから見ると、逆に考えたい節がないではない。なお一層検討するべきであろう。

四

蒙求和歌が蒙求を典拠として成立しているのは明らかであるが、更にいかなる形態の蒙求に拠っているのかは、前に唐物語と蒙求との関係を述べた処[註5]で、併せて考察を加えたのでここでは繰り返さない。また、古蒙求の注本と蒙求和歌の本文に関する研究には、夙に早川光三郎氏[註6]が肯綮に当る論をなされている。即ち、蒙求和歌作者が見た蒙求が、書陵部本、真福寺本系の古注本であったろうという

ことである。ただ、光行がそれだけに拠ったのではなく、或いはそれへの書き入れや、更にその原拠や、他の典籍をも参照したであろうところに、単純に蒙求と並べるだけでは済まない問題が生じるのである。

そこで、蒙求和歌の中で明確に蒙求のみに依存している部分はどこかというと、それは蒙求本文、即ちそれぞれ四文字から成る各章段の標題である。ところが蒙求和歌の標題を諸伝本間の中で見渡すと、往々少し異なる文字にぶつかる。例えば国会本を底本に考えると、その系統本である静嘉堂文庫蔵乙本（松井旧蔵本）や、同じく国会図書館蔵乙本（清水浜臣本）の雑部に於ては、「陳重送金」が「雷義送金」に、「周公投髪」が「周公握髪」となっている。また一方、山岸本では、哀傷部の「鋤倪触槐」が「鉏麑触槐」に、或いは管弦の部の本文の方の標題では国会本と同じに「向子聞笛」とあるのが、目録では「向秀聞笛」となっているというように、諸伝本相互に異同といささかの混乱が見られるのである。これは、注ばかりでなく、蒙求本文（標題）そのものが、古本と後の注本とでは幾つか異なっていることからきている。そこで、蒙求諸本間自体の本文に異同のある中から、蒙求和歌にその条が採られている場合の両者それぞれの異同を、次に表に示してみよう。ここでは本文だけなので、無注本では最古の伝本、所謂長承本[註7]を基礎に、有注本では書陵部本（上巻のみ）、真福寺本（下巻の一部）の伝本を、蒙求和歌はこれまで比較してきた、内閣・国会・山岸の三本を採り上げるのが適当かと思う。

長承本蒙求本文	書陵部本又ハ真福寺本	亀田旧注本蒙求	応安板蒙求	増広本蒙求	徐子光補注蒙求	国会本蒙求和歌	内閣本蒙求和歌	山岸本蒙求和歌	蒙求和歌部立
陸續。懐橘	（書）續。	續。	續。	續。	續。	—	—	—	夏
田単縦。牛	（書）—	火。	火。	焼。	火。	—	—	—	夏
离。朱×明目	ナシ	離。婁×	離。婁×	離。婁×	離。婁×	離。	離。	離。	秋
秦彭攀車。	（書）—	轅。	轅。	轅。	轅。	轅。	—	—	秋
虞延尅。期	ナシ	刻	—	—	刻。	—	ナシ	—	冬

任。	秦	陳。	魯	蒼。	文。	劉	泉。	密。	巫	向	鋤。	紀	孔	顔	龐	文	誥。		
座×	密。	重×	恭	舒	挙×	霊。	明	賤	馬	子。	倪×	信	伋。	回	瓢。	君	紛		
直	論	送	馴	秤×	座	解	把	弾	戴。	聞	触	作。	緼	瓢×	倹	当	興		
言	天	金	翟。	象	満	醒×	菊	琴	星	笛	槐	帝	袍	簞×	井	鑪。	魏		
(書)	(書)	(書)	(書)	(真)	(真)	ナシ	(真)	(書)	(書)	(書)	ナシ	ナシ	(書)	(真)	(真)	(書)	(書)		
							渕。	宓。											
翟。		雷。		倉。	孔。	伶。	淵。	宓。		秀。	鉏。	詐。		簞。		壚。	詰。		
璜×		義×	雉。	稱×	融×	醒×					麑×			瓢×					
翟。	宓。		雉。		孔。	伶。	淵。	宓。	帶。	秀。	鉏。	詐。		簞。	鑿。	壚。	詰。		
黄×					融×	醒×					麑×			瓢×					
翟。	宓。		雉。		孔。	伶。	渕。	宓。	帶。	秀。	鉏。	詐。		簞。		壚。	詰。		
黄×					融×	醒×					麑×			瓢×					
翟。	宓。	雷。	雉。	倉。	孔。	伶。	淵。	宓。		秀。	鉏。	詐。	級。	簞。	鑿。	壚。	詰。		
黄×		義×		稱×	融×	醒×					麑×			瓢×					
						伶。	(目録)(本文)蜜。・密。					詐。					詰。		
ナシ						伶。						詐。							
	宓。		雉。			伶。		宓。			鉏。	詐。			鑿。	壚。	詰。		
											麑×								
雑	雑	雑	雑	雑	酒	酒	酒	管	管	管	哀	哀	述	閑	恋	恋	恋		
								弦	弦	弦	傷	傷	懐	居					

摯仲詞。翰	（書）—	辭。	辭。	辞。	辭。	— — — 雜
周公投。髮	（書）握。	握。	握。	握。	ナシ 握。	— 雜

この表を見て一口に言えることは、蒙求自体の本文の異同に比べると、蒙求和歌諸伝本間のそれは左程多くないことであろう。そして更におおまかに見るなら、蒙求和歌の標題は、やはり、惣じては最古本系統の本文に依拠していると見て良いであろう。鵬斎の旧註本にしても、注の文では蒙求和歌と相当接近した間柄に見えるけれども、標題を比較するだけでは、かなりの懸隔があって、補注本とのそれと殆んど変りがない。尤も、鵬斎はこの点を単なる誤りと見ていたらしい。「雷義送金」の校異で「古写本朝鮮本倶誤作陳重送金」と記しているからである。旧注蒙求の校異に見る「古写本」は、上巻は三春学舘所蔵本（増広本）であったが、途中朝鮮本と一緒に所有者が持ち去り、「其後矜惜秘襲不肯復借之」という始末になったので、中下巻の校異は、「後借某氏所蔵写本朝鮮本合而観之」との結果による由が提要に見える。掖斎も、静嘉堂蔵「旧注蒙求」のこの段の上欄書入に「蒙求和歌曰。後漢陳重汝南人也。為獄吏。又載金主已死帰金於妻子云々不知何本」と記して不審を記している。陳重と雷義は同じ郡の出身で、後漢書列伝巻第七十一に、「膠漆自謂堅不如雷与陳」と言われているような親友同士ではあるが別人であり、この話の、罪人を救い、礼に貰った金を後に送り返した話は雷義である。だから、これは単に標題だけの問題ではなく、標題が陳重であれば説話の主人公も陳重であり、蒙求の中でも、或は蒙求和歌の中でも、標題が雷義とあれば、注や説話本文に出てくる主人公は当然雷義である。鵬斎が言う通り、後漢書に照して見る限りでは、「陳重」は明らかに「雷義」の誤りである。しかし、長承本、正倉院本の無注本をはじめ、由緒の古い書陵部本の標題はすべて「陳重送金」であり、その誤りは、蒙求成立当初からのものではないかと思われる。書陵部本蒙求のこの注は「後漢陳重字重翁。汝南人。」で始っている。蒙求和歌国会本も、「後漢ノ陳重ハ汝南人也。」で始まっている。後漢書によると「陳重字景公予章宜春人也」であり「雷義字仲公予章鄱陽人也」であり、土地も異なるのである。掖斎が「不知何本」と慎重であるように、この話で主人公の名が誤伝であるにせよ、李澣の蒙求成立以前にこうした伝えがあったかも知れないし、確実に言えることは、蒙求和歌の「陳重云々」は原拠の蒙

求によっていることである。更にこの話の内容に至ると、興味ある問題も生じるが、これは標題にとどまらない問題なので章を改めるべきであろう。

似た事例が「任座直言」にもある。これも旧注以下補注に至る蒙求すべて「翟璜直言」とあり、徐子光はその補注の末尾で、「旧本翟璜誤作任座」と態々断っている。鵬斎はこれを校異欄で更に引用し、また「此本無其誤。徐氏所見之本或異於此耶」と言っている。即ち旧注蒙求に用いた底本に「翟璜直言」とあることから、徐子光の所謂「旧本」とそれとが違うらしいと言っているのである。任座と翟璜とは又別人で、この段の注には両者とも魏の文侯の臣として見えるが、ただ書陵部本と他の蒙求の注とでは、両者の登場する順序が逆になり、従って主客が転倒するのである。標題の異なる所以であり、その異同が本文（注）に依るもので、単なる誤りとはしえない点、事情は似ているのである。

他方、「文挙座満」が「孔融座満」になっているのは、融の字名が文挙なのであり、「泉明」が「渕明」に、「向子」が「向秀」に、「離朱」が「離婁」に、「鋤倪」が「鉏麑」にとその後標題が変っているのは、これもそれぞれに事情は異なるものの、前の例とは違って、すべて同一人物の異名である。泉明は陶淵明であり、国会本蒙求和歌の説明では「泉明モトハ渕明ナリ。渕字ヲ泉ニナセル事ハ唐高祖ノ諱ヲサルユヘナリ。宋朝ニハ複旧ト云リ」とあり、これは諸伝本とも同文である。ここではこれらの一つ一つに就いて、余りに細かな詮索はしないが、以上の事例を含めて、蒙求、及び蒙求和歌諸伝本間に前表から次のようなことが言えようかと思う。

1　蒙求和歌の標題を根拠にすると、その拠った蒙求は、注の文との比較でも見た通り、長承本、正倉院本等の無注本とほぼ同一系の、書陵部本、真福寺本に最も近く、他の所謂古蒙求とは甚だ遠いこと。

2　書陵部本、真福寺本の標題が長承本らと異なるときがあり、その場合、蒙求和歌はほぼ長承本に拠っている。具体的に言えば、長承本と国会本蒙求和歌が「周公投髪」と共通しているのに、書陵部蒙求は「周公握髪」とあるように他の蒙求と同一であり、また、前二者が「泉明把菊」とあるのに、真福寺本が「渕明把菊」となっているような例である。これは蒙求和歌が、書陵部本真福寺本系に近くはあるが、一層長承本寄りの注のある蒙求に拠っているらしいことを類推させる。

3　山岸本蒙求和歌の標題の中には、「龐倹鑿井」「鉏麑触槐」「宓賤彈琴」「魯恭馴雉」「秦宓論天」「周公握髪」のように、他系の伝本に比べると、後の標題が混合されている。これにより、山岸本が成立する際、蒙求和歌二系統本を単に混合しただけにとどまらないで、その後の注本蒙求をも参照していることが類推される。

4　国会本蒙求和歌の標題の中には、内閣・山岸等の他系諸本と異なる標題を持つことがある。例えば「秦彭攀轅」は表で見るように、他系本と、長承本、書陵部本蒙求とが「秦彭攀車」とあるのに、旧注以下補注蒙求の標題に一致している。また表示していないが、国会本の「張房縮地」「陵阮無人」は、他系の蒙求和歌伝本や、長承本・真福寺本以下すべての蒙求が「長房縮地」「陵玩無人」と一致しているのに、一つ異なっている。これを単なる誤りや変改と考えるか、別の典拠があると考えるかを区別する資料は、管見では見当らない。

5　内閣本蒙求和歌は、前項の国会本特有の標題の中では、「王道公忠」（他は「王導公忠」）が一致するほかは、すべて国会本と異なっている。内閣本（一類本）を国会本（二類本）の初稿本とすると、精撰本制作の段階でこの異同が生じたことになるであろう。しかし国会本の書写年代が古いだけに、別系統の蒙求を再び参照することは考えがたいから、標題を比較して、初稿、精撰という跡を辿ることはできそうになく、寧ろ逆の方が類推しやすい。

6　長承本蒙求本文にも特異な文字を見ることがある。「紀信作帝」「劉霊解酲」とあるのがそれで、たまたま、書陵部本、真福寺本蒙求いずれにも両段を欠くが、他のすべての伝本は「紀信詐帝」或いは、「劉伶解酲」か「劉伶解」酲である。酲と醒は意味に若干の違いはあるが、酔がさめる点では同じである。また、劉霊は人名の上に同音なのでともかく、作帝は話の内容から言えば詐帝とあるべき処である。なお「顔回瓢簞」の「回」は長承本では「曲」（クワイ）と誤っているが、表では特に断らなかった。

即ち、以上の事実や類推から、蒙求和歌諸伝本間における標題は、最古本系蒙求に拠っていてその異同が余り多くはないことがわかったが、その殆んどは、転写や改編（山岸本）の過程で生じたものらしく、成立そのものに直接かかわりそうにない。ただその中にあって、若干の例からではあるが、国会本系には注意すべき異同があり、それらは大体に、精撰された結果とは見做し難いことをあげるこ

とができよう。これらの問題は注の文と併せて考えたい処である。

五

内閣本は平仮名本であるが、時に片仮名で書かれた部分がある。極く短い段を例に原文のまま次に示してみよう。

夏候拾芥

夏候か云士は経術に明ならぬ事を病とすへし実ニ能明なれは其ノ青紫を取事如ッ俯拾地芥といへり

青紫ハ卿大夫之服也文タニモ明ナラハ卿大夫ニノホラン事上ニ伏テ下ノ芥ヲ拾ンカ如ク心ウヘキ也ト云リ

あくた川つきのふねをりおもふへきせのろのるみちになにかまよはん

即ち、片仮名で書かれている部分は、この話の中での更に注に相当するもので、それを二字下げ、片仮名にすることにより、話の本文と自ら区別しているのである。これはこの系統の本文に一致して言えることである。これが国会本では次の通りである。

夏侯拾芥　漢ノ夏侯勝字長公トイフ云クト士ハ経術ニアキラカナラヌコトヲ病トスヘシマコトニヨクアキラカナルハソノ青紫ヲトルコト如俯テ拾カ地芥ヲ一トイヘリ俯ッソ青紫ハ卿大夫ノ服ナリ文ニタニモアキラカナラハ卿大夫ニノホラムコトヲヘニフシテシモノアクタヲヒロハムカコトクヤスクウヘキコトナリトイヘリ

アキラケキミチタニアラハクラヒヤマミヲシホラテモ心ナルヘシ

国会本は片仮名書きなのでそれによる区別はつかないが、段もここは下げていないので、体裁上は本文と同じである。しかし国会本は、別稿[註8]で詳しい報告をしているように、体裁に首尾一貫しないところがあり、処によっては同様二、三字下げにしたり、又は改行にしている場合も見るので、これらの区別を意識して写していたことでは同列である。

本文に注を付し、それに又注を補い記すのは漢籍では特に屢ゝ行われる。ただこの蒙求和歌の場合、既に前稿[註9]で触れたように、時に

「蒙求注」と原中最秘抄で呼ばれてはいるけれども、作者の意識としては、標題は所謂題であり、注の説明は所謂本文であり、必要があればそれに更に注を加えたというつもりではなかったかと思われる。国会図書館蔵の「附音増広古註蒙求」のこの段の上欄書入に「青紫三公卿大夫之服之色」と見えるのと軌を一にするものであろう。そして、そうした注である限りは、必ずしも作者自身でなくても、後人がこれを加えることもありえたのである。今、この「夏侯拾芥」の両系本の本文を比較して見ると、いささかの相異があるのに気付くであろう。内閣本冒頭が「夏候か云」であるのに、国会本が「漢ノ夏侯勝字長公トイフ云クト」となっているのが特に大きな異同である。そしてこの種の異同が他の章段の両本の間でもかなり見られるのである。春の部各章段の冒頭を幾つかあげてみる。

漢の高祖母は劉媼云ふ（漢祖龍顔）

漢高祖姓劉名邦字ハ季沛県ノ豊人也母ハ劉媼云ふ

丁固夢のうちに云ぞ（丁固生松）

楚漢代人為項羽時丁公名ハ固季布カ母弟也　丁固尚書タリシ時夢の内ニ云ふ

王粲若き時人とつれて云ふ（王粲覆棊）

山陽人也　祖曾並為漢王公／魏王粲大臣ニ至ル若カリシ時人トツレテ

龔勝は心賢にして云ふ（龔勝不屈）

王莽ハ成帝ノ舅王曼之子初封都侯以女スメヲ為平帝后進テ封安漢土遂即真改号新宅改元建国ト在位十五年或十八年／漢龔勝意賢ニシテ云ふ

王湛字処仲と云り云ふ（済叔不癡）

晋代太原人也身長七尺八寸龍額大ル鼻アリ／晋代王湛ト云者ノ有リ字ハ処仲ト云リ云ふ

薊訓は斉の国の人也云ふ（薊訓歴家）

後漢人也／薊訓ハ斉ノ国ノ人也云ふ

以上の前者が内閣本、後者が国会本であるが、比較して明らかなように、これら冒頭の相異は、作者の手になるか否かは別としても、後に書き加えたものであると考えるのが自然であろう。これは又体裁の上からも言えることで国会本における増補分の数言乃至一、二行は、或いは標題の下に、或いは改行にして次の文に続ける形で書き入れられている場合が多い。勿論同筆ではあるけれども、ここでも区別が行われているのである。また「夏侯拾芥」ではこの体裁上の区別がなく一つながりに書かれてはいるが、「漢ノ夏侯勝字長公トイフ云クト云々」とある文の続き工合にも竄入の感が強いし、殆んど漢文のままの文もある。ここで以上例示した蒙求和歌各章段に対応する蒙求原本のうち、書陵部本又は真福寺本に残る注又はその冒頭をあげてみよう。

夏侯拾芥　漢書夏侯勝字長云嘗云仕病不明ラカ経術苟能明取青紫如俯拾地芥耳（書陵部本）

漢祖龍顔　漢書高祖姓劉名邦字季為人高樂而龍顔云々（書陵部本）

丁固生松　会稽録丁固為尚書夢松出其腸上謂人曰松字十八公也十八歳予其公乎卒如夢焉矣（書陵部本）

王粲覆碁　魏志王粲字仲宣山陽人少聰悟也祖曾並為漢三公謁云々（真福寺本）

龔勝不屈　漢書龔勝字君賓云々（書陵部本）

これによって、国会本系の蒙求和歌が、最古本系の蒙求の注を再び引用する方法で増補を行ったことは明瞭である。時に応じて更に原拠も参照したであろう。「龔勝不屈」の冒頭「王莽ハ云々」などは、話の本筋からはなれた王莽に関する文字通りの注であって、所謂本文の冒頭としては甚だ不都合である。国会本系の本文が内閣本系本文に更に注を加えたような形で増補されていることは疑えないが、蒙求和歌成立のはじめの原拠に係る蒙求と増補の時に用いられた蒙求とが同一であると思われることは、両者の成立の間に甚だしい時間の隔りがなかったことを示している。とは言え、それが制作者自身であったかどうかは疑わしい。もし作者が加えたものであれば、いかにも注が割り込んだという文にならなかったのではないか、ということなのである。勿論この場合も、注の書き入れは作者が後に加え、本文に竄入したのは伝写の過程であったとするのも無理ではない考えである。国会本の書写年次が、川瀬氏の言われるような建保五、六年以後間もなくの頃でないにしても、鎌倉時代であることは確かなのであるから、以上の根拠だけではいずれとも決めがた

く、この増補が早くに行われたと言えるにとどまるのである。

本文の異同は冒頭に限ったことではない。内容に立入って、一、二比較してみよう。国会本を底本に右に内閣文庫本、左に山岸博士本を対校してあげる。（片仮名平仮名の区別は略す。対校本は両本とも平仮名）

王濬懸刀

王濬（字・・彭祖）アサナハ士治ト云・リ。（字・・彭祖）（夢・三）ユメニ四・ノ刀ヲフシタル家ノ梁ノ（上・）ウヱニカケタリ。（や）□カテ又一（の）刀（を）益（す）・トミテ心ニアシキユメト（悪・夢・）（悪・夢・）（夢・みつ）（上・）（や）（の）（を）（見）

（恐・て驚・・・）ヲソレヲトロキケリ。（お）（お）時ニ主簿季牧アハセテ云ク、（于時）三刀ヲ州（劦）ノ字トス一刀ヲマス（益・）ヲハ益州トス。（益・）汝チ益州ノ刺史ニソナラムスラム（刺）

トアハセテケリ。後ニ益州（○の）・刺史（○の）トナリニケリ。或説云王濬字士治主簿字毅トモイヘリ。

（はかなくそ）カハセ吹ハカタナ（のはとてあやふみしさめてうれしき）ヒキナルタケノヨヲワケテソミツル夢ノ（かよひ路）アケホノ（はかなくそ）（のはとてあやふみしさめてうれしき）（かよひち）

山岸本は混合本とは言え、第三節で述べたように、祝部は内閣本系を底本としているようで、それと殆んど一致し、ここでは国会本系を参照していないのではないかと思われる程である。まず、国会本の歌の前（本文末尾）の一行は不審であろう。他系本の冒頭「王濬字は彭祖と云り」とあるならばともかく、「王濬アサナハ士治ト云リ」とある国会本のみが、何故「或説云王濬字士治云〻」と注を加えなければならないのであろうか。考察を加える上で、この段の蒙求自体の古注を二、三の伝本の中からあげてみよう。

晋書。王濬字皷祖。曾夢懸（カクトミル）四刀於梁上。其意甚悪之（ニクム）。主簿李牧曰。三刀為州。更一刀為益州公。其為益州ノ守乎。数日而験。（書陵部本蒙求）

晋王濬字士理。恢廓有大志。夜夢懸三刀於屋梁上。須臾又益一刀。濬悪之。主簿李毅賀曰。三刀為弘字。又益一刀者。明府其臨益州乎。果遷益州刺史。（鵬斎・旧註蒙求）

晋王濬字彭祖。恢廓有大志。夜夢懸三刀於屋梁上。須臾又益一刀。濬悪之。主簿李毅賀曰。三刀為弘字。又益者明公其臨益弘乎。果遷益弘ノ刺史。（国会図書館蔵増広蒙求）

晋書。王濬字士治。弘農湖人。（中略）夜夢懸三刀於臥屋梁上。須臾又益一刀。濬意甚悪之。主簿李毅拝賀曰。三刀為州字。又益一刀者。明府其臨益州乎。果遷益州刺史。（後略）（補註蒙求）

話は他愛のない夢合せであるが、異同のからくりは単純ではないようである。まず王濬の字が士治とあるのは補註蒙求だけである。例示しなかったが、応安版蒙求、韓本蒙求、古本蒙求はいずれも「晋王濬恢廓」で始まり字は記してなく、士治の名を見るのはあと晋書巻第四十二の王濬伝のみである。一方国会本は「ユメニ四ノ刀ヲフシタル家ノ梁ノウヘニカケタリ」とある。「四ノ刀」はほかの伝本では皆「三の刀」であり、「フシタル家ノ」の部分は又他系本に見えない。これらを蒙求諸伝本の注とも比較して整理すると次のような事実に帰納されるであろう。

国会本系の「士治」は補注蒙求か晋書によるであろう。この本の書写年次からして後者を考えたいが、そうすると「或説云王濬字士治云々」の言い方に不審が残る。次に「四ノ刀」は他に見ないので書陵部本系蒙求に依っていると考えられる。また「フシタル家」は古蒙求にはどれも見えない言葉ではあるが、その原拠は「於臥屋梁上」の見える補註蒙求か晋書であると考えるほかはない。これを内閣本系の側から見ると、「字ハ彭祖」は増広本蒙求と一致し、書陵部本の「皷祖」とはやや異なるものの、大まかに書陵部本系と考えるならいずれでも良いであろう。「フシタル家ノ」がないのは、積極的な理由にはなり難いが、また古蒙求の注に従うものと見られる。ただ「三の刀」は書陵部本には従わず、他の古蒙求以下に一致していると言えるであろうか。そして以上の事実は、一言を以てすれば、まるでとりとめがない。全くなっていない、筋が通らないのである。そこで、これから私は次のように類推したいのである。

国会本系の祖本の冒頭は「王濬アサナハ彭祖（又は皷祖）ト云リ」とあったであろう。彭祖は事実は王濬の字ではない。晋書巻三十九

の王濬伝の中で、濬の子浚の伝が「浚字彭祖母趙氏云々」と始まるのが見える。晋の王濬と王浚、ともに「オウシュン」である。濬も浚も全く同じ音 chün⁴ である。蒙求の作者李翰は、第四節でも見たように少しそそっかしい人物であったかも知れない。書陵部本が「皷祖」とあるのは転写の際の誤りであろう。国会本の祖本は「彭祖」とある蒙求に拠り、本文の冒頭も当然それに従ったが、その本直接にでもよし、転写の過程でもよし、「士治」という字が一方にあることを知って、「或説云王濬字士治云々」と書き入れたのである。その時、或いは本文の「彭祖」のわきに「士治」と書き入れたとすると、この類推は一層都合が良い。「士治」の見える典拠は同時に「於臥屋梁上」の句も持っている。元来「於梁上」の本文に従っていた国会本の祖本はただ「梁ノウヱニ」とあったであろうが、後に「臥屋」を「フシタル家ノ」と訳して又書き入れたのである。あとは転写による竄入を俟つのである。ただ「四ノ刀」が説明に困る。書陵部本では四刀が梁上にある夢を見たと言っているだけで更に一本ふえたとは言っていない。その四刀を王濬が嫌ったのを、主簿らが三刀と一刀に分けて祝儀を述べたのである。その後の古蒙求や蒙求和歌のように、「一刀益す」話となれば、はじめは「三刀」でなければ勘定が合わない。そこで国会本は、書陵部本蒙求にある「四刀」を不用意にそのまま残してしまった、と見るのが穏当であろう。こうすると、国会本の祖本は内閣本に甚だ接近してくる。内閣本は成立した後、転写の過程での変化はあるが、ここの本文だけでみると、国会本の原形に近いのではないかと思われるふしがある。彭祖に疑問を持っていない。書陵部本の「四刀」が晋書で「三刀……須臾益一刀」となっているのは、「益州」と付会させる改変のようにも見えるが、蒙求和歌諸伝本がそれに従っているのは、書陵部本を原拠にしながらも、それのみに拠っているのではないからであろう。国会本も内閣本も、この話の運び方なら「三刀」で良い。ただ内閣本は、原拠の蒙求以外の本で、ここは内容を積極的に改めようとはしていないのである。

以上のような両者の接近にも拘らず、全く異なるのは和歌である。国会本のこの歌の意味は難解である。そこでこの伝写本かと思われる彰考館蔵本は「カセフケハカタナヒキナルタケノヨヲハチテソミツルユメノアケホノ」と写しているし、同系の保孝書写の本なども皆同じである。が、どちらにしても要領のえない歌である。国会本の歌が常に難解なわけではないが、いずれが原型の歌かの判定はなかなかむずかしい。私はこの点での判断もつけ難いとは思うが、臆測ということであれば、国会本における本文の改作は光行本人で

はあるまいと思っており、歌は、いずれとも決めかねてしまうのである。またどちらかを改作とするにせよ作者本人のなせることかどうかは問題である。

さて、蒙求和歌の章段は二百数十段に及ぶのであるから、僅か一段や二段の異同ですべての関係を推し量るのは無理であろう。どの系統の本も、本文から歌から殆んど変らないという段もあるし、変っている場合でも、国会本が常に増補改竄本文を持っているとは言い切れない。全般的に見て、その傾向が顕著だということである。更に各段を採り上げて吟味をすると一層良いのであるが、徒らに長くなる上に紙幅がない。そこでやや長いが、異同が特に多い一段をえらんで次にあげ、この傾向のほかにも、なお考えるべき余地のある事を示しておこう。

盧充幽婚

漢ノ盧充ハ范陽の人也。城の西三十里小崔少府カ墓有リ。盧充ユキテカリシケルニヒトツノ麞ヲヲヒテ朱門官舎ニ至ヌ

分にけり人あて盧充ヲヨヒ入テ崔氏か云ク汝カ亡父我ノ書ヲヽクリテ ワカヲトムスメヲ汝ニアワセヨトカケリ、

トイヒテ書ヲヲコセシムルニマコトニ我亡父ノ筆ナリケリ。スナハチ東ヲ郎ニ盧充ヲ入テムスメ崔氏ヲアハセテケリ。ウチツキニ

名残ヲモハシクナリニケリ。カクテ三日アリテワカレナントスルヲリニノソミテ ステニハラミタリ若男子

ヲウメラハ汝ニアタフヘシ。女子ヲウメラハトヽメテヤシナフヘシトイヒテナク〳〵ワカレサリヌ。ソノ後三

年三月三日盧充水ノホトリニイテヽアソフトコロニ、ウシカケタルクルマノナミノウエニウキヌシツミヌスルカ近ク来テ

岸の上キシニノホレ登れル。崔氏か女ト三歳ノ児チコト共モニノレリ。児ヲイタキテ盧充にかへす一枚金椀ト一首詩てたリ。盧充にかへしけり盧充取程ホトモナク車モ主モサリヌ。女去うせ女うせ

岸の上ニノホレルアリ。崔氏か女ト三歳ノ児チコト共モニノレリ。児ヲイタキテ盧充にかへす一枚金椀ト一首詩てたリ。盧充にかへしけり盧充取程ホトモナク車モ主モサリヌ。女去うせ女うせ

充これを車ニ乗テ市ニイテ、金椀ヲイツワリウラセテミシレル人ヲウカヽハシムルニ、崔氏か姉の家の此ヒトリノイヤシキ女コレヲ見テハシリカヘリヌ。帰走

車ニ乗テ市ニイテ、金椀ヲイツワリウラセテミシレル人ヲウカヽハシムルニ、崔氏か姉の家の此ヒトリノイヤシキ女コレヲ見テハシリカヘリヌ。帰走

スナハチアルシトヲホシキ女ヲクシテ来レリ。アルシコノ金椀ヲミテツタヘ、タリシオコリヲオトロキトフ。カサネテ云ク。崔即お此椀窺見知伝え驚重

スナハチアルシトヲホシキ女ヲクシテ来レリ。アルシコノ金椀ヲミテツタヘ、タリシオコリヲオトロキトフ。カサネテ云ク。崔即お此椀窺見知伝え驚重

小府カムスメアリキ。我ハソノヲワリナリ。又日行て云吾カめいなし人未嫁命終し親オヤハラカラ女は命

小府カムスメアリキ。我ハソノヲワリナリ。又日行て云吾カめいなし人未嫁命終し親オヤハラカラ女は命

ヲシミイタミキ。愁へき人此終たりしをこりを聞と云ヒトツノ金椀ヲヒツキニ入タルコト有キ。スナハチコノ金椀ナリ。又イ一椀棺事あり即此椀也云お痛

ヲシミイタミキ。愁へき人此終たりしをこりを聞と云ヒトツノ金椀ヲヒツキニ入タルコト有キ。スナハチコノ金椀ナリ。又イ一椀棺事あり即此椀也云お痛

フ。盧充カイエニ来テナヲシヒトフニハシメヨリノコトヲカタリキカセテ、小児懐き出チコヲイタシテミセシムルニコノ児崔氏ノ女につカタチナリ家尚い始事児出す此形に

フ。盧充カイエニ来テナヲシヒトフニハシメヨリノコトヲカタリキカセテ、小児懐き出チコヲイタシテミセシムルニコノ児崔氏ノ女につカタチナリ家尚い始事児出す此形に

ゆも不違タカフトコロナシ。アハレニカナシクヲモヘリ。他界ヨリ来れキタリトツキケル事コトヲサトリシリヌ。哀ひ悲て其後常に来ゆ所来嫁事哀ひ悲ひていひもあへす泣けり事あへす嘆けり

ゆも不違タカフトコロナシ。アハレニカナシクヲモヘリ。他界ヨリ来れキタリトツキケル事コトヲサトリシリヌ。哀ひ悲て其後常に来ゆ所来嫁事哀ひ悲ひていひもあへす泣けり事あへす嘆けり

行返ひけり又云ク。崔少府カコトイマタツマヒラカナラヌ。此事詳す崔子玉か女の娚か事と少か事コトヽモ云ヘリ。ヲホツカナシお

行返ひけり又云ク。崔少府カコトイマタツマヒラカナラヌ。此事詳す崔子玉か女の娚か事と少か事コトヽモ云ヘリ。ヲホツカナシお

かきくらしやよひのそらのなくさめは泪にのこる三か月のかけ

アサカラヌチキリハサテモアリスカハヲナシヨニタニスマヌミナレトは契川お世身

これに対応する書陵部本蒙求の注を併せてあげる。

孔氏志怪。盧充范陽人ト。城ノ西卅里有崔少府墓。充因猟逐麞。忽至朱門ヲ官舎。有人迎充進見ュ崔少府ニ。崔云近ク得公尊府君書。為君索モ吾小女。故相迎耳。将モ書示充。乃充亡父手札也。崔乃命女粧婦女有娘矣。生男子則当相還送之。生女当留養。充至門執別。贈充衣衾令車送充。〻遂至家。経三年後三月三日。臨水戯ル。忽見水上二犢車。乍浮乍沈既達于岸。充見車ノ中。見崔女与三歳男児六載女。抱児還。充又贈詩一首及金椀一枚。俄而不見。将児還四坐謂是鬼児僉涎唾之。衆人初雖怪悪傅省其詩。歎充生々玄通。児及長歳歴数郡ノ守。三千石。皆著縵。後桓漢ノ尚書。桓子鍼魏司空冠。蓋至今相承也。

この段は補注蒙求も「旧注引孔子志怪曰」で始まり、蒙求諸注の間に異同は少いが、書陵部本はこの段では他本に比べて、めずらしく最も長い注を持っており、蒙求和歌が全然触れていない部分もある。この原拠と蒙求和歌伝本間の異文との関係に考察を加えるなら、一見しただけで問題が多いとわかるであろう。ともかく国会本には圧倒的な増補が見られる。左側の山岸本は、この段では国会本に接近している。内閣本でも、量こそ少いが国会本に見えない語句がある。和歌も全く異なる。あれこれ論ずべき点は多いが、大筋は従前と変らず、明らかな解答も俄かには得られそうもないので、煩を避け、省略に従っておこう。

六

蒙求和歌の中から、勅撰集に歌が採られているのは、続後撰集巻十七、雑中の次の歌一首である。

楚屈原を　　源光行

結ぶ手に濁るしづくもあるものをひとりすみける山の井の水

蒙求和歌「屈原沢畔　漁父江浜」の歌であるが、諸伝本ともあいにくすべて同文で、この歌がどの系統の本に依って採られたか判別がつかない。稲賀敬二氏[註10]は蒙求和歌と紫明抄を比較され、この屈原の話が共通して出てくるのに着目してその原拠を探っておられる。氏も、光行がこの著を蒙求だけに拠ったのではない事を示唆されているが、蒙求和歌、異本紫明抄、紫明抄の三著が「滄浪ノ水スメラバ

ワガ纓ヲスヽグベシ、滄浪ノ水ニゴラバワガアシヲアラフベシ」の漁父の詞を含む点を根拠として、これに対する漢文の句が蒙求（学津討原本）にないから、三者とも、文選・楚辞によるのであろうとされているのには多少問題がある。この段の最古注の蒙求は、折あしく、書陵部本にも真福寺本にも欠けていて、直接比較はできないが、それにやや近い鵬斎の旧註蒙求や、増広本蒙求には実はその詞が見えるのである。天文六年云々の識語を持つ東京大学図書館蔵本附音増広古注蒙求のその部分は「滄浪之水清可シ以テ濯二予纓一」滄浪ノ之水濁ラハ可三以テ濯二余足一」とあり、ここは寧ろ蒙求原本を訓読したものを、そのまま読み下し文にして載せたと言えるであろう。そこで、この詞に限っては、三者の共通性は原拠たる蒙求に依るのであって、三者間に於ける直接の親密さを示す根拠とはなりがたいのではあるが、だからと言って、蒙求和歌が文選や楚辞をここで参照していないとも、三者間に親密関係がないとも言えないであろう。蒙求和歌の国会本は内閣本よりもやや増補されているものの、両本間にそう大きな異同はなく、ただ、稲賀氏も直接の原拠が不詳とされている屈原の死後の条は、その少し前の「懐王ニイタラムトスルヲ」の処から国会本では改行に、内閣本では二字下げ片仮名書きとなって、蒙求の内容とは少し区別して記されている。ここは本文（注）の注なのであり、紫明抄にこの注を含めた内容が続けて出てくる点に、寧ろ両者の親密さを示す根拠を求めるべきかも知れない。そして紫明抄の作者が見た蒙求が、やはり書陵部本系であったことは次の証拠により明らかである。即ち、紫明抄（京都大学国文研究室蔵本・角川書店版による）の巻第二十、若菜下の「掛冠」を説明する中で、「蒙求逢萌掛冠」と記して、

後漢逢萌、字子康、北海人、掛冠避世牆東

とあるのがそれで、これは短いけれども注の一部ではない。書陵部本は全く同じに

後漢逢萌字子康北海人掛冠避世墻東

とあり、他の所謂古蒙求の注は次の三通りである。

後漢逢萌。字子廉。掛冠避世於遼東不仕（応安版・古本・韓本蒙求）

後漢逢萌。字子廉。北海人也。掛冠避世遼東而不在。（旧註蒙求）

後漢逢萌。字子廉。北海人也。掛冠避世於遼東而不仕也。（附音増広古註蒙求）

補注蒙求がこれに数倍する注を持っているのに対して、いずれも簡潔な注をもつ古蒙求の中でも、紫明抄所引の注は書陵部本のみと一致している。逢萌の字名が「子康」とあるのは後漢書巻第七十三逸民伝に見えるのと一致し、他の古注は「子廉」、補注では「子慶」と伝えている。「墻東」と「遼東」、「不仕」の有無等指摘するまでもない。この段は蒙求和歌のどの伝本にも含まれていないが、これによって、両者の蒙求説話に関する親密さが一層明確になるわけであり、これは両作品の作者の関係及び成立年次を考えれば、蓋し当然と言えるであろう。

この紫明抄と不離不即の間柄にある原中最秘抄の幻の巻に、「蒙求注光行作云」として蒙求和歌の于公高門が引用されているのは既に述べたが、河海抄薄雲の巻で、源氏の「このかとひろけさせ給て」に「于公高門事歟蒙求在之」として引用してある文も同様にこの文である。蒙求和歌の内閣本系はこの段が目録のみに名をとどめ本文が欠けているので、これらの文がいずれの系統より引用したかは又詳かでない。しかし、例示するのは省くが、原中最秘抄と河海抄所引の両文は殆んど一致し、国会本蒙求和歌とも山岸本ともそれぞれやや目立った異同を持っている。これが元来あったであろう内閣本のこの段の本文かとも思われるが、この一事を以て、それら注釈書が内閣本系の蒙求和歌を引用したとする根拠にまではなり難い。

次に、野村八良氏[註11]が既に指摘されているように、根来本（延慶本）平家物語の中には蒙求和歌の歌が引用されている。氏の指摘された巻一卅二、「漢王の使に蘇武を胡国へ被遣事」の条にあるその歌のその前後を示してみよう。（吉沢義則校註本による）

故郷を隔て只異類をのみ見る事の悲きとて、李陵蘇武か許へ五言の詩を送れり。其詞云携ヘテ手ヲ上ル二河梁ニ一、遊子暮何之、二鳧俱ニ北飛、一鳧独南ニ翔カケル、余自留ニ新館一、子今帰故郷ニ　是れ五言の詩の始也、此心をよめるにや

同じ江にむれゐる鴈の哀にも返る波路を飛をくれぬる

（中　略）

使をは鴈使ともいへるとかや、又鴈の足に結付たりけるか玉の様に円かりけれは玉つさとも申也、

へたてこし昔の秋にあはましやこしちの鴈のしるへならすは

と源光行か詠せしも理とそ覚る。

前の歌が蒙求和歌の「李陵初詩」、後者が「蘇武持節」の歌であり、はじめの五言詩は蒙求和歌にもそのまま採られている。そしてこの条の少し前には、氏の指摘からは漏れているが、「王粲覆棊」から

帰る鴈隔る雲の余波まて同し跡をそ思つらねし

の歌が見え、更にもう一首、第二廿九「左少弁行隆事」の条には

遂にかく花さく秋になりにけり世々にしほれし庭のあさかほ

と「顔駟蹇剝」から引用している。

さて、これらの段は蒙求和歌諸本すべてに見えるが、はじめのでは、内閣本と山岸本が第五句「とひおくれける」とあるだけで、あとはこの歌と同文である。ただ、次の「へたてこし」の歌は異なっていて、国会本は、第二・三句が「ミヤコノアキニアハマシキ」となっているが、内閣本では、

さても猶ふみかよふへきくもちかははつかりかねのたよりならては

とあり、山岸本はこの二首ともに挙げている。また、「帰る鴈」では、内閣本と山岸本は上句が「うちみたれ霞にきえてゆくかりは」と全く異なり、最後の歌では、第二句の「花さく秋に」が国会本では「ハルサヘアキニ」、山岸本第一首では「はかなく秋に」とあるほか、結句の「庭のあさかほ」が国会本で「ヨハノアサカヲ」となっている。そして、内閣本と山岸本第二首では

思へたゝ日かけにあはぬあさかほのよゝにしほれし老の末はを

と別の歌があがっているのである。そこで、細かい点では問題は残るが、延慶本平家物語の作者は、国会本系の蒙求和歌に拠ったと推察されるのである。

次に、時代はこれより大部下るけれども、漢故事和歌集にも、蒙求和歌の歌が五首含まれている。漢故事和歌集は、その成立に就い

て既に論じ[註12]たことがあるように、中国説話三十六話に材を採った七十首から成る類題和歌集である。唐物語から半分の三十五首を採っているのについで、蒙求和歌所収の歌五首がならんで（一連番号で60～64）見える。一話ごとに添えられた出典の漢文を除いて、その歌のみを列挙してみる。（静嘉堂蔵本）

(60)結ふ手に濁る清水も有ものをひとりすみける山のゐのみつ（屈原）

(61)これや此野への錦もあさしとてねに（をイ）鳴虫のうらみけるかな（軻親断機）

(62)すみあれし桓ねのうつきに花咲て昔にかへる玉河の里（孟嘗還珠）

(63)さてもさはふみかよふへき雲路かは（にイ）初雁かねのたよりならすは（蘇武持節）

(64)へたてこし都の秋にあはましや越路の雁のしるへならすは（右同）

この中で(60)は、前述のように続後撰雑中所収の歌であり、五首の内この題だけが蒙求の標題と異なるので、漢故事和歌集の作者には、続後撰からの引用という意識であったかも知れない。

そこで以上の歌を、蒙求和歌諸本の中で見るとどうなるであろう。前と同じ方法の三本対比で示してみる。

(60)
ムスフテニ（に）、コルシツクモアル（物・）モノヲヒトリスミケル山ノ井ノ（ゐ・水・）ミツ（物・水・）

(61)
声・たてゝはたをる虫・のうらみすは野へのにしきやあさくみえまし
コレヤコノ、ヘノニシキモアサシトテハタヲルムシノウラミケルコヱ
こえたてゝはたをるむしをうらみすは野へのにしきやあさくみえまし

(62)
しはしこそよをうの花のしそめともむかし
アレハテシカキ・ノウツキモ花サキテ昔・・ニカヘル（ね・）（むかし）
玉・川・里・
タマカハノサト
玉・川・

(63)
さても猶ふみかよふへきくもちかはつかりかねのたよりならては
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
さても猶ふみかよふへき雲路かははつ鴈かねのたよりならすは

(64)ヘタテコシミヤコノアキニアハマシキコシチノカリノシルヘナラスハ
秋・や

管見に入った二十余本の蒙求和歌伝本の中には、これと一、二文字筆写による誤りなどを持つものもあるが、すべては以上に尽きるであろう。細かい異同は別にして、漢故事和歌集は、(61)(62)(64)は国会本系（二類本）、(63)は内閣本系（一類本）、(60)はいずれかの本、によって引用していると考えられ、混合本である山岸本（三類本）のみに拠ったとするのでは少し不都合である。即ち、(62)(63)は山岸本に二首ずつ見える段であるから良いとしても、(61)は内閣本系の一首を載せているだけなので、現存本形態から察すると、この集は、国会・内閣両系の本の蒙求和歌を参照したといえる。尤も、一本に他本の校合を付した伝本に拠ったとすればこの限りではない。また、漢故事和歌集の歌は、細かく見ると見逃せない異文もある。(60)の「清水も」は蒙求和歌ではすべて「シツクモ」であり、(61)の第四句「ねに鳴虫の」は蒙求和歌では「ハタヲル虫ノ」、(62)の第一句「すみあれし」は「あれはてし」、(63)の「さてもさは」は「さても猶」等とあって、それらは、両作品のすべての伝本を参照することによっても一致しない。漢故事和歌集編者の見た蒙求和歌の中には、或いは現存諸本ともいささか異なる伝本があったかも知れないのである。

以上、蒙求和歌の本文なり歌なりが引用されている書を幾つか見てきたが、それらの拠った蒙求和歌の伝本は、いずれかと言えば国会本系に重く、内閣本系が併せて参照されたとも言える程度であろう。成立とは直接かかわらない問題ではあるが、本書の諸伝本が、かなり広く読まれていたという伝流の一端を示してみたのである。

七

最後に、蒙求和歌の序跋の文に就いて簡単に触れ、この成立に就いて述べておきたい。内閣本（一類本）に、他系本に見える真名と仮名の序文を欠くことは、これを初稿本と考える一つの根拠ともなっているが、以上述べてきたように、諸伝本間に於ける各標題、本

文（注）、歌などを比較した結果では必ずしもそうと言い切れなかった。ただ本文に就いては、内閣本が国会本の原型に近いのではないかと思われたが、一方、内閣本は、現存本の体裁が伝流の過程で脱落などの生じた形跡を多く残していることから、この序文の欠くのを、初稿本なる故と考えてよいかどうか、疑えないこともないであろう。尤も、内閣本の序文が脱落したと考えるには、現存本の歌数に問題がある。国会本の序によると、それは「歌詠二百五十、分其題於春秋、巻成一十有四」とあり、国会本の章段数二五一にほぼ一致している。国会本には現在歌を欠く段が十あるけれども、本来はすべてに詠歌を見たであろうから、序文に言う歌数は、現存の段数で見て差支えないであろう。三百首の詠歌を持つ山岸本も、序文の「二百五十」はそのままであり、内閣本は章段の実数二一三、目録の標題の数でも二三七であるから、到底及ばないのである。序文の歌数が動かないものであるとしたら、内閣本は序文の添えられる以前の形、即ち初稿本ということになるか、或いは逆に、内閣本の雑部に大量の脱落を想定するかの二つが考えられよう。前者であれば、序文が跋文のあとに書かれたことになり、後者であれば、跋文だけを残して巻末に脱落を生じたことになるであろう。後考を俟ちたい。

蒙求和歌の成立年次は、序によると次のように明確である。即ち「于時元久甲子之歳。初秋壬申之日」と真名序にあり、元久元年（一二〇四）七月十二日に当るのである。百詠和歌がその序文から、同年十月の成立と認められるので、光行はまず蒙求和歌を書き、次の三ヶ月で百詠和歌を脱稿し、既に佚書となった新楽府和歌も、恐らくは引き続いて執筆したのではないかと思われる。何故なら、孝範の跋文、光行の自跋と、両者が唱和した漢詩のすべてにこの三作品のことが記され、常に、蒙求、百詠、新楽府の順になっていることと、各序文に依って蒙求和歌と百詠和歌の前後がこれに従うものであるからである。野村八良氏の指摘にあるように、光行はその後「朗詠百首」（群書類従巻第百七十五所収）を制作したらしいが、以上の三作品は三部作とも言うべきものであった。

孝範が光行から見せられた時は、既にこの三作品すべてが完成してからであろうか、孝範の跋文はともかくこの三部作に対しての讃辞であって、光行のは、師の辞への応答であり、それぞれに添えられた漢詩と和歌は唱和である。そこで、この跋文が蒙求和歌と百詠和歌とで全く一致しているのは尤もであり、佚書の新楽府和歌にも恐らく同文の跋を見たであろう。ただ、更に溯って考えると、この

三作品が一纒りにされていた当初にあっては、跋文はその一つ一つに添えられる必要はなく、全体の末尾、新楽府和歌の奥に添えられていたのではないかとも想像される。孝範は「歌余数百首、巻及数十軸」と言い、光行は「所謂撰蒙求之中叙十四巻。抽百詠之句連十二巻、述楽府之章分五箇巻」（山岸本では「五箇巻」が「五十巻」とある）と言っているのから見て、原初は巻子本であったことが知れるが、伝写の過程で或いは冊子になり、一つ一つの作品として切り離されていく時に、跋文がそれぞれの末尾に添えられたとも考えられる。そしてこの臆測の当否如何を問わず、内閣本に跋文が添えられているのは、その時点で既に三作品が成立したことを示しており、国会本などの増補が行われたとすれば、更にそれ以降のことと考えなければならない。

国会本の巻末には「カラクニヤ」の光行の歌の下に「治部卿定家」の文字が見える。これは、野村、川瀬両氏が述べておられるように、この祖本の伝来が定家を経ているということであろう。定家が治部卿であったのは、公卿補任によると建保五・六年（一二一七・八）であり、蒙求和歌の完成した元久元年から数えて、十三・四年後のことになる。国会本の筆写時期を川瀬氏はこのすぐあとと見られているが、仮にそうであっても、前述のように、この本には、脱文や衍字、誤写などを比較的多く見るので、既に転写の度数が重ねられたもの、そしてその過程で、時に増補や改竄が加えられたものと思われる。この事は、この書が成立当初から頻繁に読まれたことを意味するであろう。

蒙求和歌の諸伝本の中には、内閣文庫蔵乙本のように、標題と歌だけで本文（注）を欠く場合があり、百詠和歌にもこれと同形式の伝本がある。蒙求和歌では七巻残欠本で、それが、二類系第二種本の特徴を持っていることから、それからの後人の抜書本であることは確かである。

蒙求和歌諸伝本を三群に分け、主に成立にからまる相互関係を吟味してきたが、結局のところ、はっきりした結論が出ない。それは、現存本が、既に伝写の過程で変改を生じていることも伴って理由となるであろう。ただ私が川瀬氏のように、第一類を初稿本、第二類を精撰本、と呼ぶことにいささかの躊躇を持っているのは、増補改訂を著者光行自身が行ったとするには、これまで述べてきたような幾つかの不審が残るからである。国会本の序文は三部作が分離単行するときに書かれたとするのもなかなか考えにくいことである

し、国会本の諸歌に漢文的な生硬な言いまわしが多く残っているのに、内閣本の方が比較的表現になごみがあるように感ぜられるのも無視しえないであろう。国会本の増補がもし後人に係わると仮定すると、国会本の原型は内閣本に近くなるばかりでなく、それを飛び越して、更にその前の形態となることも可能である。原中最秘抄では「蒙求注光行作」としてこの書が引用されていたのが、河海抄では、ただ蒙求として一節を引用している。光行は、蒙求の注を和文の物語に翻訳するのに相当意を用いたと思われるが、享受の側から見ると、蒙求の注の一種としてしか見ないで、光行の面目は、和歌の方にこそ生きる、という傾向があったであろうか。そうすると、後人がその注に手を加えることは一層許されることになるであろう。歌の変改を含めて、一、二類本の相互関係は現存形態で見る限りそれぞれの原型がかなりそこなわれており、ただ両者を比較しただけで簡単に理解できるようには一筋に説明がつかないのかも知れない。

千字文、蒙求、百詠、和漢朗詠集が幼学の「四部の書」として重んじられ、白氏文集が人口に膾炙したことから考えて、千字文はその内容が和訳に困難であるから、光行はあとのすべてを和歌に詠んだことになるであろう。佚した新楽府和歌は細くは論ずべくもないが、百詠和歌の成立や伝本に就いて述べる次の機会に、光行の一連の著作を中心に、当時の学問の系譜や思潮に就いて、慎重に考え直したいと思うものである。

註1　「平安朝日本漢文学史の研究」所収、「源光行の蒙求、百詠、楽府和歌」昭和四十二年
註2　「増補鎌倉時代文学新論」所収「説話文学其の二（翻訳文学）」大正十五年
註3　「日本書誌学之研究」所収「唐物語と蒙求和歌」昭和十八年
註4　「蒙求和歌諸伝本考」鶴見女子大学紀要第六号（昭和四十三年十二月）
註5　「唐物語と蒙求―蒙求和歌との関連に於て―」鶴見女子大学紀要第五号（昭和四十三年三月）
註6　「古蒙求探求ノート」滋賀大学学芸学部紀要第八号（昭和三十三年）。なお早川光三郎氏には、その後も同紀要に「蒙求の影響ノート」（第十三号）、「蒙求の影響ノート（続）」（第十三号）、「蒙求諸本考（その一）」（第十六号）、「蒙求諸本考（其の二）」

（第十七号）などがある。

註7　長承本原本は未見。築島裕氏が影印に近い形で翻印された「長承本蒙求字音点」訓点語と訓点資料・第十号による。

註8　註4に同じ

註9　註5に同じ

註10　「源氏物語の研究」所収「蒙求和歌と紫明抄—光行の方法と素寂の方法」昭和四十二年

註11　註2に同じ

註12　「漢故事和歌集の成立に就いて・附伝本解説並びに校合翻印」鶴見女子大学紀要第二号（昭和三十九年十二月）

付言・本稿を草するに当って、蒙求和歌を始めとする伝本を所蔵される諸文庫、図書館の方々から貴重な図書を快く閲覧させて頂いた。厚く御礼申し上げる。